

第三章

分野別計画編



ページの構成と見方

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

第Ⅲ章 分野別計画編

1 安全・環境

基本施策1 防災・減災

【SDGs】
令和12(2030)年までの国際目標であるSDGsの17の目標と基本施策の関係性を示しています。

◆現況と課題

○東日本大震災以降も全国各地で大規模な地震が発生しているなか、市民の半数は、市民一人ひとりが主体的な啓発活動を実施するべきです。

○道路や橋の倒壊などにより地域の避難所に行けないう場合は、他の避難所を利用することができますが、一部の市民は、どんな状況でも決められた避難所に避難しなければいけないという認識を持っています。災害時の避難行動について、正しい情報を周知する必要があります。

○大規模な災害が発生した場合、行政の取組みだけですべての市民を守ることはできません。地域協議会や自主防災会*で行われる防災訓練を通じて、日頃から地域住民同士で主体的に助け合える関係性を築く必要があります。

○南海トラフ巨大地震や、旧・復興を進めるために必要です。

【現況と課題】
基本施策に係る社会動向、これまでの取組みや成果を踏まえた現況と課題を示しています。

※の用語は、資料編の用語解説で解説しています。

基本施策に関連する条例及び計画を示しています。

○南海トラフ巨大地震や、旧・復興を進めるために必要です。

○南海トラフ巨大地震や、旧・復興を進めるために必要です。

【関連条例・関連計画】

- ・小牧市災害対策備蓄品整備計画
- ・小牧市地域防災計画
- ・小牧市国民保護計画

◆基本施策の目的及び状態指

【基本施策の目的:目指すまちの姿】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生されるまちを目指します。

【基本施策の目的】

当該施策の狙いが市民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現を目指すまちの姿を簡潔に示しています。

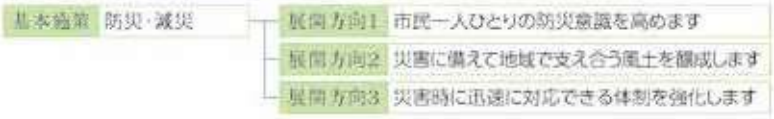
【まちの状態を表す指標】

指標名
自然災害による死傷者数

【まちの状態を表す指標】

まちづくり推進計画の策定後、「目指すまちの姿」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、「基準値」及び4年後に向けて「目指す方向」を示しています。「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示しています。

◆基本施策の体系



◆展開方向1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

【目標】

- 災害への備えをし
- 災害時の避難所
- 主体的に災害時の

【目標】

基本施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

【展開方向】

基本施策の目的を実現するための取組みの方向性を示しています。

【手段】

- 防災訓練時や広報こま
- から災害に備えておく重要
- よからまちの防災

【手段】

基本施策の目的を実現するための具体的な手段を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

水や食料品など
家1の転倒防止
避難所を知って
市の防災情報

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、「基準値」及び4年後に向けて「目指す方向」を示しています。「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示しています。

第Ⅲ章 分野別計画編

1 安全・環境

基本施策1 防災・減災

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆現況と課題

- 東日本大震災以降も全国各地で大規模な地震が発生しているなか、市民の半数以上が備蓄や家具の転倒防止など災害の備えをしていません。市民一人ひとりが災害への備えの重要性を認識する必要があります。
- 特に若年世代の防災意識が低い傾向にあります。効果的な啓発活動を実施することで若年世代の防災意識の醸成を図る必要があります。
- 道路や橋の倒壊などにより地域の避難所に行けない場合は、他の避難所を利用することができますが、一部の市民は、どんな状況でも決められた避難所に避難しなければいけないという認識を持っています。災害時の避難行動について、正しい情報を周知する必要があります。
- 大規模な災害が発生した場合、行政の取組みだけではすべての市民を守ることはできません。地域協議会や自主防災会*で行われる防災訓練を通じて、日頃から地域住民同士で主体的に助け合える関係性を築く必要があります。
- 南海トラフ巨大地震や濃尾地震の発生が危惧されています。震災後、迅速に復旧・復興を進めるためにも、他自治体や民間団体、事業所などとの連携を図る必要があります。
- 大規模自然災害の被害を最小限にし、市民が豊かに暮らし続けていくためには、自然災害に備え、幅広い視点から地域の強靱化に取り組む必要があります。

【関連条例・関連計画】

- ・小牧市災害対策備蓄品整備計画
- ・小牧市地域防災計画
- ・小牧市国民保護計画

◆基本施策の目的及び状態指標

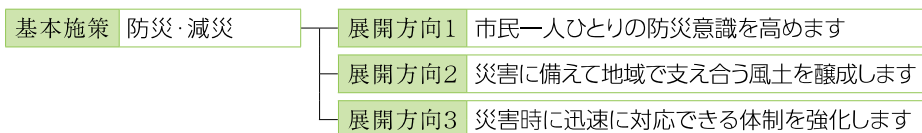
【基本施策の目的:目指すまちの姿】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然災害による死傷者数	0人	→

◆基本施策の体系



◆展開方向1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

【目標】

- 災害への備えをしている市民を増やします。
- 災害時の避難所情報を認識している市民を増やします。
- 主体的に災害時の防災・減災情報を入手できる市民を増やします。

【手段】

- 防災訓練時や広報こまき、ホームページ、SNS*などあらゆる機会を通じて、日頃から災害に備えておく重要性を発信するとともに、避難所情報を周知します。
- より分かりやすい防災ガイドブック改訂版の作成やSNSなどの活用を通じて災害情報を伝達します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	48.5%	↗
家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合	38.9%	↗
避難所を知っている市民の割合	76.9%	↗
市の防災情報メールを登録している市民の数	7,529人	↗

◆展開方向2：災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します

【目標】

- 多様な属性の多くの市民が防災訓練に参加することで、地域住民や世代間のつながりを構築します。
- 地域防災の担い手となる人材を育成するための機会を創出します。

【手段】

- 女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人市民など、多様な視点を踏まえた内容に見直した防災訓練を推進します。
- 地域防災の担い手を養成するための講座を開催するとともに、防災副読本の作成や防災ガイドブックの活用を通じて将来の地域防災の担い手となることも達への防災・減災教育を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
防災訓練への参加者数	9,383人	↗
地域防災の担い手を養成する講座の受講者数	18人	↗

◆展開方向3：災害時に迅速に対応できる体制を強化します

【目標】

- 民間企業と連携して、災害時に適切な復旧・復興対策を講じることができる体制を整えます。

【手段】

- 物資などの不足を補うため、より多くの企業などとの協定締結を推進します。
- 企業に業務継続計画（BCP）^{*}の作成を働きかけるため、講座などを開催します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
災害時における協定締結数（累計）	66件	↗

基本施策2 生活安全

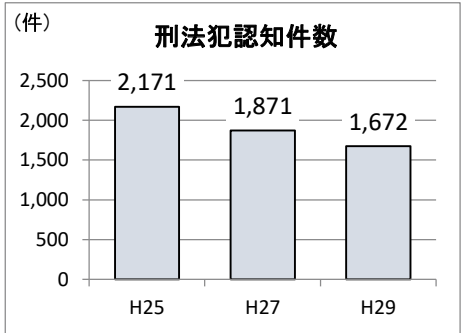
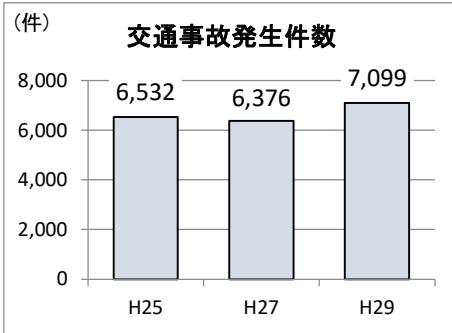
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆現況と課題

- 全国の交通事故発生件数は平成16(2004)年以降、交通事故死者数は平成4(1992)年以降、減少傾向が続いています。
- 今後も自動車の安全性能の一層の向上などにより、交通事故発生件数及び交通事故死者数の減少が見込まれますが、高齢化の進展により、高齢者が被害者や加害者となる事故は増加が危惧されます。今後は、市民一人ひとりのライフステージに応じた交通安全啓発活動を強化する必要があります。また、自転車事故の増加も危惧されることから、自らが加害者とならないための交通マナーの向上を促進する必要があります。
- 全国の刑法犯^{*}認知件数は第2次世界大戦後最多だった平成14(2002)年をピークに減少を続けており、平成30(2018)年は戦後最少でした。小牧市の刑法犯認知件数は平成15(2003)年をピークに減少しています。しかし、平成30(2018)年の実績では、市内で認知されている刑法犯のうち窃盗が75%を占めており、中でも、空き巣などの侵入盗や自転車盗など身近な犯罪が多発していることから、だれもが犯罪被害に遭う可能性があるという意識啓発とともに、窃盗を中心に地域ぐるみでの防犯対策を推進する必要があります。
- 近年、消費者トラブルに関する相談では、高齢者からの相談が上位を占めています。また、令和4(2022)年4月から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、消費者トラブルを未然に防止するための情報発信や消費者教育を幅広い年齢層に対して実施する必要があります。

【参考データ】



【関連条例・関連計画】

・小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的:目指すまちの姿】

交通事故や犯罪、消費者トラブルの被害者や加害者になることがないよう、すべての市民が安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人身事故件数	758件	↘
刑法犯認知件数	1,374件	↘
消費生活センター*で把握した消費者トラブルの件数	923件	↘

◆基本施策の体系

基本施策 生活安全

展開方向1 交通安全意識と交通マナーを高めます

展開方向2 犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

展開方向3 安心して相談できる環境を整えます

◆展開方向1：交通安全意識と交通マナーを高めます

【目標】

- 高齢化が進展する中でも安全安心な交通環境を確保するため、自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識と交通マナーの向上を図ります。

【手段】

- 警察、学校、地域などとの連携・協力のもと、こどもから高齢者に至るまで、市民のライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進します。
- 出前講座や街頭における啓発活動及びそれらへの市内企業の参加の呼びかけを行います。あわせて、広報や生活情報誌、ホームページなどを通じて啓発します。
- ライトオン運動^{*}やハイビームの有効活用などを啓発します。
- 特に高齢者の交通事故の減少に向けた対策を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
交通安全教育への参加者数	2,980人	↗
啓発活動などへの参加企業数	－	↗
日頃からライトオン運動を行っている免許保有者の割合	83.8%	↗
日頃からハイビームの有効活用を行っている免許保有者の割合	48.3%	↗
交通安全対策事業への高齢者の参加者数	－	↗

◆展開方向2：犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

【目標】

○防犯意識の向上と地域による防犯体制を強化します。

【手段】

- 市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育や防犯訓練を実施します。
- 市内で発生している犯罪に関する情報を迅速に周知徹底し、具体的な防犯対策の実施を促します。
- 出前講座や街頭における啓発及び市内企業へ啓発活動を実施します。あわせて、広報や生活情報誌、ホームページなどを通じて啓発します。
- 各防犯パトロール団体の活動費用の補助や取組み例の報告の場を設けます。
- 地域と連携して、通学路や住宅街の暗がりなどの必要な場所に防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- 高齢者を対象に特殊詐欺^{*}の最新の手口や有効な対策を広報などで周知徹底します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き巣、忍込み防止対策をしている市民の割合	52.7%	↗
自動車盗、部品ねらい、車上ねらいの防止対策をしている自動車の所有者の割合	42.3%	↗
自転車の施錠率(自宅含む)	89.5%	↗
月1回以上活動している防犯パトロール団体数	79団体	↗
防犯灯設置数	10,556灯	↗
防犯カメラ設置数	583台	↗

◆展開方向3：安心して相談できる環境を整えます

【目標】

- すべての市民が豊かで安全な消費生活を送ることができるよう、正しい知識を広めるとともに、消費生活に関連するトラブルについて年代に関係なく困った時にすぐに相談できる体制を整えます。

【手段】

- さまざまな媒体を通じて、消費生活センターの活用を積極的にPRするとともに、消費生活のトラブルなどの事例を周知徹底します。
- 出前講座により、20歳未満の若年者や高齢者に対する消費者教育を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消費生活センターにおける助言率	84.4%	↗
消費生活センターを知っている市民の割合	59.2%	↗
出前講座への65歳以上の参加者数	624人	↗
出前講座への20歳未満の参加者数	—	↗

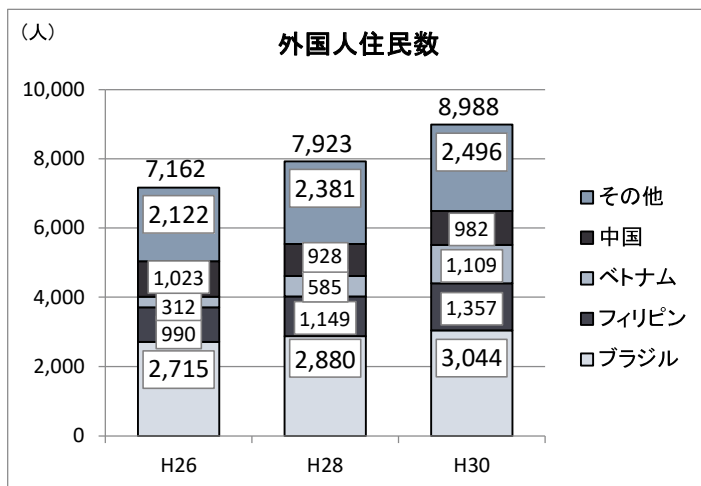
基本施策3 多文化共生



◆現況と課題

- 全国の有効求人倍率は1970年代以来の高さとなる中、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少により、今後は企業の人手不足の深刻化が見込まれます。そのような中、平成31(2019)年4月に改正出入国管理法が施行されました。これにより、今後5年間で最大約34万5千人の外国人労働者の受入が見込まれています。
- 小牧市では、製造業を中心に多くの事業所が立地していることから、以前より外国人市民が多く居住しており、平成23(2011)年3月に「小牧市多文化共生推進プラン」を策定し、市全体で多文化共生を推進してきました。外国人市民は、リーマン・ショック後の一時的な減少を経て、近年は増加に転じるとともに、以前より多国籍化・定住化・混在化も進んでいます。
- 外国人市民の国籍別構成を見ると、リーマン・ショック前の平成20(2008)年4月は、ブラジルやペルー国籍を中心とした南米系の外国人市民が約68%を占めていましたが、近年は特にベトナムやフィリピン国籍を中心としたアジア系の外国人市民が増加し、平成31(2019)年4月現在では、南米系が約47%、アジア系が約50%を占めるようになり、外国人市民とのコミュニケーションに必要とされる言語や対応の方法が変化してきています。令和元(2019)年8月に設置した多文化共生推進室を中心に、庁内組織が連携して取り組んでいく必要があります。
- 外国人市民の中には、日本語の読み書きが全くできない方も一定数存在し、就労や就学に影響しているものと考えられます。そのような中、令和元(2019)年6月28日に日本語教育推進法が施行され、日本語教育を受ける機会の確保などについて、地域の状況に応じた施策の実施が求められています。
- 今後も、外国人市民の増加・定住化の進展が見込まれることから、庁内組織が横断的に連携し、日本人市民と外国人市民が支え合い協力する新たな多文化共生の推進が必要な段階にあります。

【参考データ】



【関連条例・関連計画】

・小牧市多文化共生推進プラン

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的:目指すまちの姿】

国籍などに関わらず、基本的人権を尊重しながらお互いに理解し、交流を深め、支え合い協力することで、日本人市民と外国人市民が活躍する多文化共生のまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市多文化共生推進プランの達成率	-	↗
日常生活で外国人市民と接する機会がある日本人市民の割合	33.3% (平成29年度)	↗
外国人生徒の中学卒業後の進学率	84.4%	↗

◆基本施策の体系

基本施策 多文化共生	展開方向1	外国人市民が住みやすい環境を整えます
	展開方向2	日本人市民と外国人市民が互いの「ちがいを」学び活躍する機会を増やします

◆展開方向1：外国人市民が住みやすい環境を整えます

【目標】

○外国人市民の生活に必要な情報を提供します。

【手段】

- 外国人相談窓口を拡充し、外国人市民の相談や生活に必要な情報を多言語で提供します。
- ホームページや紙媒体などを利用し、外国人市民の生活に必要な情報を多言語で発信します。
- 小牧市国際交流協会、企業、NPO、地域コミュニティ組織などと連携し、外国人市民の生活やコミュニケーション、日本語教育などを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
外国人相談件数	11,129件	↗
外国人市民向けホームページの年間アクセス数	2,614件	↗

◆展開方向2：日本人市民と外国人市民が互いの「ちがい」を学び活躍する機会を増やします

【目標】

- 日本人市民と外国人市民が交流しやすい環境づくりを推進します。
- 小牧市多文化共生推進プランを推進するとともに、多文化共生について学ぶ機会を提供します。

【手段】

- 小牧市国際交流協会、企業、NPO、地域コミュニティ組織などと連携し、多文化共生を理解する講座や日本人市民と外国人市民が交流する事業を支援します。
- 日本人市民と外国人市民を含めた多様な主体を交えながら、小牧市多文化共生推進プランを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市多文化共生推進プランの認知度	21.1% (平成29年度)	↗
日本人市民と外国人市民が交流する事業などへの参加者数	1,985人	↗

基本施策4 消防・救急

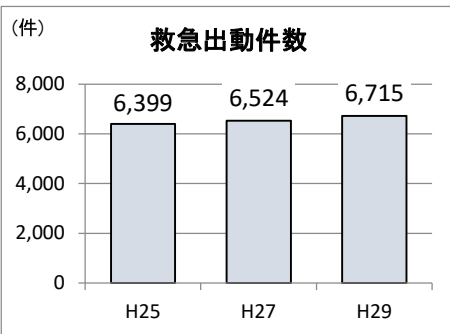
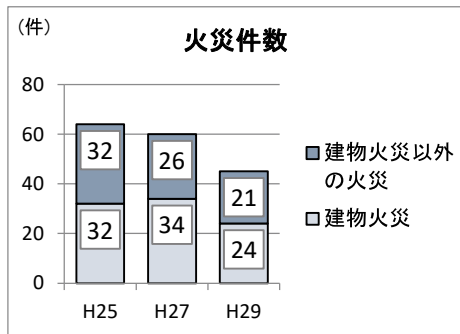
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆現況と課題

- 小牧市の火災件数のうち概ね5割程度が建物火災です。建物火災の件数は平成20(2008)年から平成27(2015)年までは年30件から40件程度で推移していましたが、平成28(2016)年から平成30(2018)年にかけては年25件程度に減少しています。また、建物火災の火元建物用途別では住宅や工場などが多いことから、火災予防対策は、市民と事業者の両者に対して取り組むことが重要です。
- 火災による死者数は、住宅火災によるものが多いことから、市民に対して火災予防に対する意識向上と住宅用火災警報器の普及促進に向けた啓発活動を強化する必要があります。
- 大規模地震が発生した場合、消火栓が使用できなくなるおそれがあります。大規模地震時の消防水利*を確保するため、耐震性の防火水槽を計画的に整備する必要があります。
- 救急出動件数は、平成21(2009)年の5,285件から平成30(2018)年には6,995件へと増加傾向にあります。平成30(2018)年の救急搬送人員のうち、65歳以上は56.2%でした。また、搬送人員全体の44.9%は入院を要しない軽症でしたが、その中には適正さに欠ける救急車の利用者も少なくありませんでした。
- 今後、高齢化の進展により救急出動の増加が予想されることから、適正さに欠ける救急車の利用に対して自粛を求めるとともに、心筋梗塞や脳卒中など命に関わる病状は躊躇せずに救急車を要請することを啓発する必要があります。
- 救命の現場では、時として、その場に居合わせた市民による応急手当が救命の鍵となります。より多くの市民に救命講習などへの参加を促進することで、応急手当の方法の浸透を図る必要があります。
- 災害時には地域での連携が重要です。消防団や自主防災会など地域を支える組織を強化する必要があります。

【参考データ】



【関連条例・関連計画】

- ・小牧市火災予防条例
- ・小牧市地域防災計画

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的:目指すまちの姿】

消防・救急体制及び防火安全対策を強化し、災害や事故から市民の生命、身体及び財産を守ることができるまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
建物火災による死者数(放火自殺者を除く)	0人	→
建物火災による負傷者数(放火自殺者を除く)	4人	↘
建物火災の発生件数	23件	↘
救命率	3.9%	↗

◆基本施策の体系

基本施策	消防・救急	展開方向1	火災予防対策を充実します
		展開方向2	救命率の向上を図ります
		展開方向3	自主防災会活動の活性化を図ります

◆展開方向1：火災予防対策を充実します

【目標】

- 住宅火災から市民の生命・財産を守ります。
- 事業所における火災を未然に防止するとともに、いざという時に火災を最小限に留めます。
- 大規模地震時にも使用できる消防水利を計画的に整備します。

【手段】

- 住宅用火災警報器の普及啓発を進めます。
- 消防職員が一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器が適正に設置されているか確認します。
- 特定防火対象物^{*}における重大な消防法令違反に対する是正指導を進めます。
- 新設公園に耐震性の防火水槽を設置するとともに、老朽化した防火水槽の耐震改修を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
住宅用火災警報器の条例適合設置率	68.2%	↗
重大な消防法令違反の特定防火対象物数	—	↘
耐震性の防火水槽の割合	38.2%	↗

◆展開方向2：救命率の向上を図ります

【目標】

- 救命の現場で、胸骨圧迫及びAEDを使用できる市民を増やします。
- 迅速かつ的確な救急搬送サービスを恒常的に提供します。

【手段】

- 定期的に救命講習会を開催するとともに、各種団体からの開催要望に積極的に応えます。
- 救急救命士の育成に継続的に取り組みます。
- 今後の高齢化の進展を見据えた救急車の適正利用の啓発を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
救命講習及び救命入門コースの受講者数	2,940人	↗
心肺停止傷病者に対する市民の応急手当実施率	69.3%	↗
救急車への救急救命士の搭乗率	100%	→

◆展開方向3：自主防災会活動の活性化を図ります

【目標】

- 自助による初期行動や共助による避難所の設営・運営が円滑にできるようにします。

【手段】

- 地区防災訓練などで地域に密着した消防団による指導を行います。
- 若年世代の小学校区単位の地区防災訓練への参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地区防災訓練で避難所の設営・運営訓練に取り組んだ組織の割合	6.3%	↗
地区防災訓練への20歳未満の参加者数	-	↗

基本施策5 環境・エネルギー

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆現況と課題

- パリ協定^{*}による日本の温室効果ガス^{*}排出量の削減目標は、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比26%削減となっています。特に家庭部門については約40%削減と高い目標が設定されています。小牧市では平成28(2016)年度に全体で1.2%減少、家庭部門では12.0%減少しています。一方、公共施設では小中学校へのエアコン設置などの影響により増加傾向となっています。
- 今後も行政が率先して省エネルギーを推進することはもちろんのこと、産業部門、家庭部門の双方に対して、効率的なエネルギーの使い方、省エネルギーの方法を周知するなど、環境意識を高めるとともに、再生可能エネルギー^{*}の普及を促進する必要があります。
- 内陸工業都市として発展した市内では、多くの事業所が操業しています。市民に身近な生活環境では、典型7公害のうち、大気汚染や騒音などで環境基準^{*}を超過する項目もありますが、水質汚濁など多くの項目においては改善が進んでいます。
- 近年は都市生活に起因する騒音や悪臭などの公害苦情が顕在化しています。市民から寄せられた公害の苦情件数は、平成30(2018)年度は141件で、前年度と比較して18%の減少であり、苦情の種類は多い順に大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁でした。

【関連条例・関連計画】

- ・小牧市環境基本条例
- ・小牧市快適で清潔なまちづくり条例
- ・小牧市環境基本計画

◆基本施策の目的及び状態指標

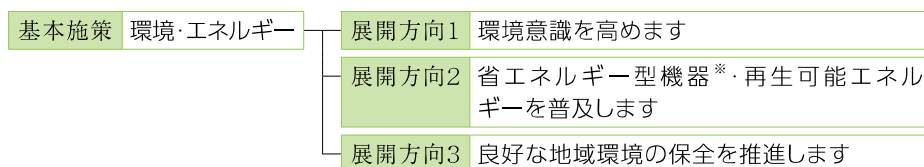
【基本施策の目的:目指すまちの姿】

再生可能エネルギーの利用促進や温室効果ガス排出量の削減により低炭素社会^{*}の実現を目指すとともに、大気や水など身近な地域環境の良好な状態を保持し、快適で住みやすいまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内温室効果ガス排出量	2,205千t-CO ₂ (平成28年度)	↘
大気汚染に係る環境基準達成率	75%	↗
水質汚濁に係る環境基準達成率	80%	↗
公害苦情発生件数	141件	↘

◆基本施策の体系



◆展開方向1：環境意識を高めます

【目標】

○日頃から環境にやさしい取組みを実践している市民を増やします。

【手段】

○さまざまな機会を捉え、環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を進めます。

○体験参加型や親子で参加できる講座など、市民環境講座などにおける環境学習の内容の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合	71.6%	↗
小中学生の環境にやさしい生活の達成率(エコライフチェックシート)	69.4%	↗

◆展開方向2：省エネルギー型機器・再生可能エネルギーを普及します

【目標】

○産業部門、家庭部門、公共施設における省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

【手段】

- 省エネルギー型機器や再生可能エネルギーを導入した市民に対する補助を行います。
- 省エネルギー診断を実施し、省エネルギー型機器を導入した事業者に対する補助を行います。
- 公共施設への省エネルギー型機器を率先して導入します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地球温暖化対策設備の設置補助件数(累計)	—	↗
事業者に対する省エネルギーの支援件数(累計)	10件	↗
公共施設への省エネルギー型機器の導入件数(累計)	64施設	↗

◆展開方向3：良好な地域環境の保全を推進します

【目標】

○大気や水、土壌などの地域環境の良好な状態を保持するとともに、企業などの近隣環境への配慮意識の向上を図ります。

【手段】

○大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの監視測定を行い、その結果に基づき事業所指導を行います。

○周辺環境に著しく影響を与える可能性のある事業者と環境保全協定を締結します。

○水質改善に寄与する合併処理浄化槽^{*}を導入する市民に対し、導入費を補助します。

○公害苦情の多い事項に関する情報提供や改善指導を積極的に行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
污水処理人口普及率	82.5%	↗
環境保全協定締結事業所数(累計)	26件	↗

基本施策6

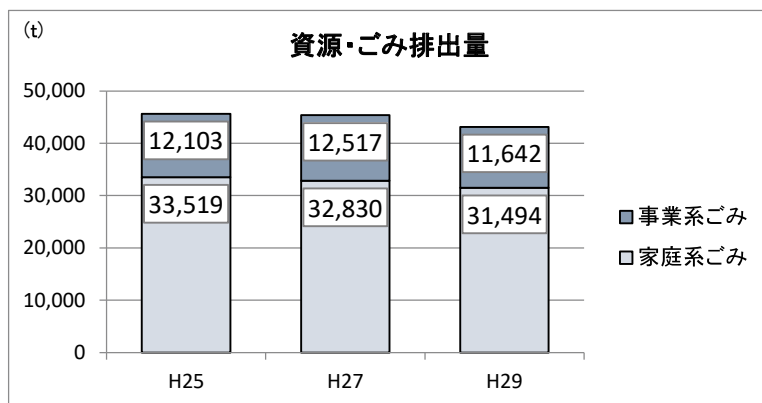
ごみ・資源



◆現況と課題

- 資源を含む家庭系ごみと事業系一般廃棄物のごみ量は、平成29(2017)年度は約43,000tで、ピークである平成12(2000)年度の約64,000tから7割弱にまで減少しました。ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は35.6%となり、平成28(2016)年度から引き続き県内で1位となりました。しかし、燃やすごみの内訳調査(乾ベース)では、紙・布類が約54%、木・草類が約13%を占め、いまだリサイクルできるものが多量に排出されています。
- 転入者や外国人など、分別方法を知らない市民によるごみの不適正排出により、地域のごみ集積場に回収されないごみが放置されています。
- ごみを出さない、再使用するといったごみの減量の啓発と、出たごみをリサイクルするための適正な分別方法の周知を図るとともに資源を排出しやすい環境を整備することにより、市民や事業者との連携・協力のもと、3R(Reduce=発生抑制、Reuse=再使用、Recycle=再生利用)の推進を図る必要があります。また、排出日を守るといったルールへの順守を徹底する必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄により、一部地域では生活環境の保全に支障が生じています。今後も防止対策を徹底していくとともに、地域住民や事業者と連携し、環境美化活動を進めていく必要があります。

【参考データ】



【関連条例・関連計画】

- ・小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例
- ・小牧市快適で清潔なまちづくり条例
- ・小牧市ごみ処理基本計画
- ・小牧市生活排水処理基本計画
- ・小牧市一般廃棄物処理実施計画
- ・小牧市分別収集計画
- ・小牧市災害廃棄物処理計画

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的:目指すまちの姿】

市民・事業者との適切な役割分担のもと、協働で資源循環型社会を構築するとともに、ごみのポイ捨てなどが無い快適で清潔なまちを目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
1人1日あたりのごみの排出量(家庭系ごみ)	422.8g	↘
事業系ごみの年間排出量	11,643t	↘
回収した不法投棄のごみの量	45t	↘

◆基本施策の体系

基本施策	ごみ・資源	展開方向1	市民・事業者・行政の協働による3Rを推進します
		展開方向2	ごみの適正な排出を徹底します
		展開方向3	地域の環境美化を推進します

◆展開方向1：市民・事業者・行政の協働による3Rを推進します

【目標】

○市民・事業者・行政との協働による3Rの取組みを推進し、ごみの減量化を進めるとともに再資源化率を高めます。

【手段】

- 生ごみの減量の啓発、古紙類や剪定枝類などの再資源化を推進します。
- 地域による自主的な資源回収活動を支援します。
- 民間の資源回収場所や再資源化施設の設置を促進します。
- 事業系ごみの減量化や再資源化を促進するため、必要な指導を行います。
- 身近な人の協力を得ることが困難で、ごみの排出が困難な世帯を対象に、ごみの排出を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
再資源化率	36.6%	↗
再資源化施設で処理された事業系ごみの量	3,735t	↗
こまやか収集 [*] 実施世帯数	178世帯	↗

◆展開方向2：ごみの適正な排出を徹底します

【目標】

○ごみ集積場での期日外排出や分別不良ごみをなくし、清潔の保持を図ります。

【手段】

○パンフレットの配布、SNSなどを活用し、あらゆる媒体を通じてごみ出しルールの周知徹底を図ります。

○ごみ集積場を清潔に保持しつつ、不適正なごみが排出された時には迅速に収集・指導を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ごみ出しルールを守っている市民の割合	98.1%	↗
特別収集*の受付件数	458件	↘

◆展開方向3：地域の環境美化を推進します

【目標】

○快適で清潔な生活環境を保持するため、地域の美化を推進します。

【手段】

○不法投棄に対する意識啓発及び監視強化などの防止対策を徹底します。

○地区の大掃除、アダプトプログラム*やクリーンアップ事業*など、市民や事業者などの自主的な環境美化活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
アダプトプログラム活動者数	16,829人	↗
クリーンアップ事業活動者数	72,148人	↗